（固定資産の減損）

当事業年度において、「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準第３減損の兆候」のうち「２⑸独立行政法人自らが、固定資産の全部又は一部につき、使用しないという決定を行ったこと。」に該当する事象が発生しております。

但し、「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解７」により、翌事業年度以降の特定の日以後に使用しないという決定を行った場合には、使用しなくなる日において減損を認識することとなります。

○独立行政法人自らが、固定資産の全部又は一部につき、使用しないという決定を行った固定資産

１．使用しないという決定を行った固定資産の用途・種類、場所等の概要　（単位：円）

資　産　名	用途・種類	場　　所	取得年月日	帳 簿 価 額	備　　考
寄宿舎	宿泊施設	茨城県常陸大宮市	H13. 4. 1	16,272,260	
合　　計				16,272,260	

２．使用しなくなる日

資　産　名	使用しなくなる日
寄宿舎	H28. 3.31

３．使用しないという決定を行った経緯及び理由

寄宿舎

第３期中期目標期間において、当該寄宿舎を廃止することを第３期中期計画として策定しております。

４．将来使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

（単位：円）

資　産　名	帳 簿 価 額	回収可能サービス価額（見込額）	減損額（見込額）	備　　考
寄宿舎	16,272,260	12,669,717	3,602,543	
合　　計	16,272,260	12,669,717	3,602,543	

注：寄宿舎における回収可能サービス価額（見込額）のうち、土地勘定は正味売却価額をもって算定としております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については運営費交付金により実施事業の財源が手当てされているため、金融機関等からの資金調達は行っておりません。

未収金に係る取引相手の信用リスクは内部規程に沿って定期的な確認を行うことにより低減を図っております。

また、未払金はいずれもそのほとんどが１年以内の支払期日であり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で５年後になります。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴現金預金	1,207	1,207	—
⑵未収金	216	216	—
⑶未払金	(822)	(822)	—
⑷リース債務	(459)	(458)	(1)

（注１）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注２）　金融商品の時価の算定方法

⑴現金預金、⑵未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷リース債務

時価については、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（資産除去債務関係）

１．当該資産除去債務の概要

電離放射線障害防止規則・放射線障害予防法に係る放射線同位元素の処分義務であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用期間を取得から４年と見積り、割引率には0.214％及び0.106％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,422,664円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,507,248
時の経過による調整額	10,220
見積りの変更による影響額	△　18,872
期末残高	8,921,260

４．見積りの変更による影響額

当該資産の利用計画変更により、使用見込期間の見積りを変更したため生じた、資産除去債務の減少額であります。

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益		14,040,752
	当期総利益	14,040,752	
Ⅱ	利益処分額		14,040,752
	積立金	14,040,752	